



平成 27 年 12 月 17 日

各 位

会 社 名 富士重工業株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 吉永 泰之
(コード番号 7 2 7 0 東証第 1 部)
問 合 せ 先 総 務 部 長 齋藤 勝雄
(T E L 03-6447-8825)

上告受理申立ての最高裁判所における決定に関するお知らせ

平成 27 年 2 月 12 日付「上告受理の申立てに関するお知らせ」にて公表いたしました訴訟の上告受理の申立てにつきまして、最高裁判所より下記の決定がありましたので、お知らせいたします。

記

1. 決定がなされた裁判所および年月日

- (1) 裁判所 最高裁判所
- (2) 年月日 平成 27 年 12 月 16 日
- (3) 当事者 申立人 国
相手方 当社

2. 決定に至る経緯

当社が国を相手方とし、防衛省向け戦闘ヘリコプターAH-64Dに関する初度費の残額等を請求しておりました訴訟につきまして、平成 27 年 1 月 29 日付「訴訟（控訴審）の判決に関するお知らせ」にて公表いたしましたとおり、東京高等裁判所において控訴審判決の言渡しがあり、当社の主張がほぼ認められておりました。

その後、平成 27 年 2 月 12 日付「上告受理の申立てに関するお知らせ」にて公表いたしましたとおり、被控訴人であった国が当該控訴審判決を不服として、最高裁判所へ上告受理の申立てを行っておりました（事件番号は平成 27 年（受）第 915 号）。

※なお、経緯等の詳細につきましては、平成 27 年 1 月 29 日付「訴訟（控訴審）の判決に関するお知らせ」をご参照ください。

3. 決定の内容

- (1) 平成 27 年（受）第 915 号事件を上告審として受理しない。
- (2) 上告受理申立費用は申立人の負担とする。

4. 今後の見通し

本件訴訟の決定が当社の業績へ与える影響等につきましては、現在確認中であります。今後、開示すべき事項が発生した場合は速やかにお知らせいたします。

以 上